

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年4月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「(仮称)ホームズ川崎店建設事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社 島忠 代表取締役 小島 孝雄 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1555番地
	指定開発行為の名称	(仮称) ホームズ川崎店建設事業
	指定開発行為の種類	商業施設の新設(第2種行為)、 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区中瀬三丁目20番1 (区域面積:約28,200㎡)
	指定開発行為の目的	複合商業施設の建設
	指定開発行為の内容	敷地面積:約28,200㎡、建築面積:約18,600㎡、 延べ面積:約68,500㎡、 構造:鉄骨造、 建物階数(建物高さ):地上5階(約22.3m)
	指定開発行為の施行期間	平成19年9月~平成20年6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年4月19日(木)から平成19年5月18日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。</li> <li>条例公聴会開催申出書の提出期限:平成19年5月18日(金)まで(郵送の場合は5月18日消印有効)</li> <li>申出書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意しています。</li> </ul>
申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号:044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>	
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合      申出がない場合	
	① 条例公聴会の開催 ↓	市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べるすることができます。
	② 川崎市環境影響評価審議会での審議 ↓	環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。
	③ 条例審査書の公告 ↓	上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。
④ 条例評価書の公告	条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。	